

事務連絡
令和3年3月2日

(公財) 日本動物愛護協会 御中
(公社) 日本動物福祉協会 御中
(公社) 日本愛玩動物協会 御中
(公社) 日本獣医師会 御中
(一社) 日本動物看護職協会 御中
中央ケネル事業協同組合連合会 御中
(一社) ジャパンケネルクラブ 御中
(一社) 全国ペット協会 御中
(公社) 日本動物園水族館協会 御中
(公社) 日本動物病院協会 御中
(一社) 日本ペット用品工業会 御中
(一社) ペットフード協会 御中
(一社) 優良家庭犬普及協会 御中
(一社) 日本ペットサロン協会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について（周知）

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型ウイルス感染症緊急事態宣言等については、令和3年1月8日付け事務連絡、令和3年1月15日付け事務連絡及び令和3年2月4日付け事務連絡でお知らせしておりました。このたび、令和3年3月1日以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法（令和3年2月3日法律第5号）第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に変更されました。また、2月26日付けで、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、お知らせします。（別添1参照）

緊急事態宣言と緊急事態措置の内容の変更点は下記のとおりですので、更なる感染拡大防止策の実施について、所属の会員・団体等に周知いただくなど必要な取組をお願い申し上げます。

また、これまでも令和3年2月5日付け事務連絡で出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を呼びかけてきたところですが、今回の基本的対処方針の変更では、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」（令和3年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言。以下「分科会提言」という。）を参考として取り組むこととされています（三（3）6）①）。つきましては、（別添2）も御参照いただき、貴団体におかれましても特段の御理解、御協力をお願いするとともに、所属会員等にも周知いただき、とりわけ特定都道府県に所在する所属会員等については、接触機会

の低減に向け更なる取組の徹底を依頼いただきますようお願いいたします。特定都道府県以外の県についても、こうした趣旨を踏まえ、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を引き続き働きかけていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

基本的対処方針の主な変更内容

1. 緊急事態宣言の発出

区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

期間：令和3年1月8日から3月7日まで

ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除することとする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和3年2月24日までに、合計426,333人の感染者、7,645人の死亡者が確認されている。

(中略)

その後、令和3年2月26日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

(別添1)・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について」

- ・別紙1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
- ・別紙2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日(令和3年2月26日変更)

(別添2)・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡

「テレワーク等の推進について」

- ・参考1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(令和2年3月28日(令和3年2月26日変更)(該当箇所抜粋)
- ・参考2 緊急事態宣言解除後の感染拡大防止策
- ・参考3 緊急事態宣言解除後の地域における
リバウンド防止策についての提言